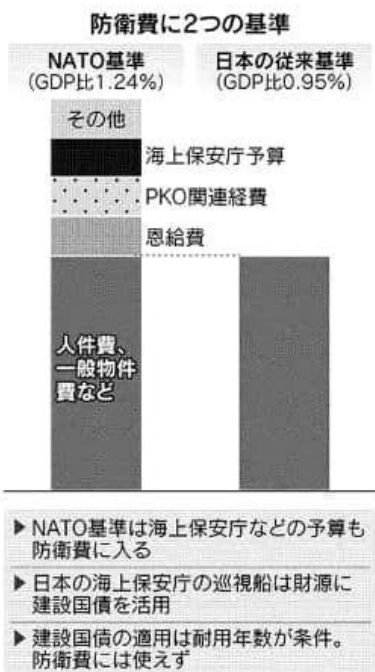


防衛費の研究

④

防衛費の増額は財源論と密接に絡む。公共事業などの財源となる建設国債はこれまで海上保安庁に使いながら、防衛費には認めてこなかった。社会保障に用いる消費税のよくな特定の税財源も防衛費にはない。国内総生産(GDP)比1%の目安撤廃は負担のあり方を再考する機会となる。

建設国債、自衛隊に使えず



警備用の海保巡視船は対象

1トへの支援金だ。法人臨時特別税と石油製品などにかける石油臨時特別税で7000億円ほどを確保した。

GDP比1%分の増額となると大型の安定財源が必要になる。社会保障費を賄うために増税した消費税などの例があるが、与党内には国民負担への慎重論が根強い。

国債の発行を唱える声もある。論点になるのが建設国債の扱いだ。建設国債は道路や橋など、借金を返済する将来世代にも恩恵がある際に財政法が発行を認めるものだ。

赤字国債より発行のハードルは低く、海保の予算は恩恵を受けた。16年度は当初予算で1870億円程度だったが6年連続で増えて22年度は2230億円ほどになった。

米欧が用いる北大西洋条約機構(NATO)基準なら海保は防衛費との位置づけになる。防衛費増を契機に日本もNATO基準に移行すれば前提が変わる可能性もある。財務省には建設国債の発行要件もある。将来世代が負担するのに「さわるがいい」と述べた。

防衛技術から派生して民生の先端技術が生まれ

例えは海保の巡視船は海上救難や警備が目的で、持続して使える年数が比較的に長いから適用する。一方で自衛隊の艦船に使用できないのは攻撃を受けて破損するリスクがある。長く使用できるとは限らないためだという。

小野寺五典元防衛相は5月のテレビ番組でこの問題に言及した。「防衛予算は国債にはなじまないという話だが、海保の船は建設国債でつくる。もう少し普通に考えたほうがいい」と述べた。

「耐用年数」がそれだ。

財源論再考の契機に

ると指摘し、自衛隊の艦船が国債で賄えない現状を疑問視した。

国債発行の制限は財政論と別の要因もある。戦後に財政法を制定した当時の大蔵省主計局の平井平治法規課長は著書「財政法逐条解説」で、背景に第2次世界大戦の反省があると説いた。

戦費調達のために多額の国債を発行した経緯に触れ「公債(国債)のないところに戦争はないと断言しろ」と記した。

ロシアのウクライナ侵攻で国際秩序は激変した。法政大の小黒一正教授は「本当に戦争が起きれば財源確保のために国債を発行するしかなくなる。その時のためにも今は財政健全化を優先すべきだ」との見方を示す。

税と国債のどちらにしても財源を考えることは避けられない。慶大の土居丈朗教授は「どのくらいの負担を負うのか、国民的な議論をする時が来ている。防衛費の規模と財源のバランスをとるべきだ」と話す。